

令和2年4月

定例委員総会 議事録

令和2年4月10日（金）

宗像市農業委員会

令和２年４月 宗像市農業委員会 定例委員総会

招集年月日	令和２年４月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和２年４月１０日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和２年４月１０日 午後５時００分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席１１人 欠席１３人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	×
２	中村 善則	×	１４	欠 員	
３	栞野 通孝	○	１５	花田 長文	×
４	薄 幸一	○	１６	時安 剛	×
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	×
７	山下 敦	○	１９	中野 信己	×
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	×
９	山下 堅	○	２１	福嶋 仁士	×
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	×
１１	吉田 晉一	×	２３	的場 英敏	×
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	３番	栞野 通孝		４番	薄 幸一

令和２年４月定例委員総会会議結果

第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請について
受付NO１ 承認

第２号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について
受付NO１ 承認
受付NO２ 承認

第３号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について
受付NO１ 承認

第４号議案 農業振興地域整備計画の変更について
受付NO１ 承認
受付NO２ 承認

報告事項

第１号 農地法第５条の規定による届出について

第２号 農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について

○議長

令和２年４月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は１１名です。よって、令和２年４月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。１件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。引き続き、担当地区の説明を事務局から受けたいと思います。

○事務局

農地法第３条の許可申請受付番号１の譲渡人と譲受人について説明いたします。譲受人の●●●●●さんは、すでに●●で住宅を購入しております。生活を始めるのはまだ先となりますが、●●●で果樹を栽培したいということで、今回の申請に至っております。約１５年の農作業歴もあり、取得後の農地の農作業を協力していただける方もいらっしゃるということです。譲渡人の●●●●●さんは、父親から相続した農地を処分したいということです。地元の自治会長の承諾も得ておりますので、今回の農地法第３条の許可は特に問題ないと判断しております。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、受付ＮＯ１の譲受人・譲渡人について、事務局から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

年齢は何歳ですか。

○事務局

７２歳になります。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、許可することに決定いたします。

○議長

次に、第2号議案、農用地利用集積計画（所有権移転）について、議題といたします。案件は2件です。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO2について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第3号議案「令和2年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第3号議案、令和2年度農用地利用集積計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、令和2年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第3号議案、令和2年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。案件は2件です、この件につきまして農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第4号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいまの農業振興課からの説明に対して、何かご質問、ご意見はありませんか。

○議長

お父さんの名前は。

○事務局

●●●●さんです。

○議長

息子は●●●勤務で、もう定年ですか。

○事務局

●●●勤務で、まだ定年ではありません。

○議長

この地域は、農用地区域ではなかったということですか。

○農業振興課

農用地区域ではありませんでした。

○議長

退職後に本格的に農業に従事するということですか。

○農業振興課

果樹園を改植後、経営されるのは、●●●●さんになります。●●さんは地権者になります。

○議長

ほかにご質問、ご意見ありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO1について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

つづきまして、受付NO2につきまして、農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第4号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいまの農業振興課からの説明に対して、何かご質問、ご意見はありませんか。

○委員

●●●●●●●●●●●●●●●●というのは、今、工事が行われているところですか。

○農業振興課

その通りです。

○議長

農振除外後は、農地転用の手続きは。

○事務局

必要になりますので、農振除外の手続きが完了したら、農地転用の手続きに入ります。

○委員

大きな鉄塔が建つのですか。

○農業振興課

鉄塔はすでにあります。

○委員

電気を貯める設備になります。●●●●●●●●●●●●●●●●から電柱を経由して今回の申請地まで送電します。そこで貯めた電力を九電に送ることになります。発電所から直接とはならないようです。

○委員

これから電柱は建つのですか。

○委員

すでに電柱は建っています。

○議長

この案件は、現地確認が必要なのでは。

○事務局

福岡農林事務所の担当者、農業振興課と現地を確認しましたが、農地の現況としては、原野・山林化し、荒廃している状況です。農地として戻して、利用するのは非常に難しいと考えています。

○議長

農振農用地の除外申請が提出された時点で、現地を確認する必要があるのでは。除外ができて、農地転用ができないということはおかしいと思う。問題ではないか。

○事務局

申請地の周辺では、耕作されている農地はないため、転用については、特に影響・問題はないと考えています。次回からは、農振除外申請の案件については、必要に応じて、現地調査を実施することにしたと考えています。

○議長

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO2について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」と報告事項第2号「農業委員会の活動点検・評価及び活動計画について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては報告ですが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

つづきまして、報告事項第2号「農業委員会の活動点検・評価及び活動計画について」事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告ですが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和2年4月定例委員総会は閉会いたします。